

軍事條項（非軍事化を含む）

(一) 武装解除

陸海空軍及び軍事施設を完全に解体し且つこれが再建を禁止し又その期間は無期限とする。一ボ重曹第十一項、対日基本政策、非武装化條約案第一條、カンペラ會議決議

(二) 軍需品生産輸入

軍需品を生産し輸入し、輸入等を禁止し、且つ右生産施設を除去するに至る破壊する。一ボ重曹第十一項、対日基本政策、非武装化條約案第一條

(三) 軍事教育、研究

軍事的研究（原子力に関する研究を含む）及び教育を禁止する。一対日基本政策及びカンペラ會議決議一
原子力研究に關しては、原子力國際管理についての協定が出來るまで、一切の研究実験を許さない。

診療の目的等に放射性物質を採取、精製することは、連合國の許可及び監督の下に行われる。一極東委員會決定一九四五年一〇一。

武器所有 一般人の武器所有を禁止、ない至制限する（指令）。

(四) 独逸の再軍備 独逸がその領域外において再軍備のための措置を執ることを防みつゝ、そのために、連合國と協力することを約せしめらる。一伊講和條約草案第六十九條。

(四) 独逸人技術者の雇用又は訓練を禁止される（伊講和條約第六十九條）。

(四) 警察力 秘密警察を禁止し、且つ、一般行政部門への非干渉を規定される可能性もある（マ元帥首相宛書翰一九四四年一月一）。

(四) 税關吏等の数、裝備等を制限する（ウ條約第一六二條）。

出 外國軍参加

日本人の外國軍隊編入又は外國軍隊教育の援助を禁止する

(八) 非軍國主義的團體の再興を禁止する。(対日基本政策、伊講和

條約第十七條)。

(九) 就職する者等が公職、教職又は重要公私地位に

前掲の監視機關の一部として非武装化監視のための機關が

出来る。右監視機關は日本の違反行為の有無につき直接に検査

審問、調査をなし、非武装化條約案二條一、或いは重要資

源の管理、カンパニー監督による重要資源の輸入管理をなす可能

性がある。カンパニー會議の議事。

(十) 右機關の過半数の同意による勸告に應じ制裁手段をとる。

非武装化條約案四條一、制裁手段としては先ず石油等重要

資源のエンバローにより、ついで軍事制裁に及ぶ。カンパ

ラ會議決議。

一但し非武装化に關する監督、制裁は制度的には一般的

な対日監視機關の一部として執行され、且つ、實質的

には非武装化條約案の考案方により四大國が主としてその

任にあたることにならざる可きものあり。

(四) 日本人捕虜抑留者は出来るだけ速やかに送還する。但し送

還に要する費用は日本が負担せしめられる。(ボ宣言第九項、

伊講和條約第六十一條)。

(五) 日本捕虜が收容中の給養費は賠償と別途に請求せられる可

能性もあるが、カンパニー會議決議、中伊協定、相互拋棄

にたる可能性も絶無ではない。(ヴェルサイユ條約第二二四

條)。

(出) 軍人墳墓

日本國內にある連合國人の墳墓の尊重を約束せられる。(ヴェ

條約第二二〇條、英蘇國交恢復條約第十七條、米伊協定)。

(在) イス独資産処分に関する光英師及びスイス間協定。
 戦後を以て該國に居住を許された自然人の財産、宗教
 團體の財産等は返還される可能性がある(伊講和條約第
 七十九條第六項)。日本工業所有権を返還する義務が無い
 又連合國條約第六項は日本工業所有権を返還する義務が無い
 のみならず第四項は伊講和條約第七十四條(米國は日本
 の主たる生産物賠償を償ふに妨げないため施設賠償
 を主たる生産物賠償を償ふに妨げないため施設賠償
 があるが、中国、蘇連等の主張に押され生産物賠償増加の
 可能性もある。イタリヤの場合と同じく原料の交付が保障される
 可能性がある。

(四) 賠償による元資
 石賠償支拂に上り、日本の實に盡し得べき、且つ日本領
 域外で生じた、戰爭行為に基き一切の連合國及び連合國
 人の損害に対し元資せられる。
 但し日本國內連合國財産回復とリヤク奪物返還の責任右
 により免れない(伊講和條約第八十條)。

(二) 日本における連合國財産
 (一) 連合國人が戰時日本において有つていた一切の権利及
 び利益、無体財産権を含むを回復する。
 右返還により損失をうける日本人に対しては日本政府が
 補償する(伊講和條約第七十八條第一項及び五項)。
 へき他の諸國と同性質のものとして当然日本の負担とな
 る。(伊講和條約第七十八條第一項及び五項)。
 (二) 戦争の結果として連合國人が右財産の返還を受け得ないか
 又は損失を蒙つた場合は(空襲に因る損害を含む)、邦貨
 により一定率の補償をさせられる可能性もある(再生價格
 基準)。(伊講和條約第七十八條第四項)。
 日本から分離すべき返還に於ける連合國人の財産の損害
 に對しても補償の義務は日本側が負うが、本件補償は賠償
 額内に包含せしめられ可能性もある。
 (伊講和條約第七十八條第七項)。
 日本が受取した連合國財産は、補償検査所の決定の合意
 上の問題とは別だすべし修理の上返還する(伊講和條約第

令、伊講和條約第七十八條八項。

(三) 返還
連合國から、強力強迫等により持去られたものを返還する、
軍票による購買物資についても、本件返還の対象とされ
る可能性がある。

(四) 伊講和條約第七十五條一項、對日基本政策。
（伊講和條約第七十五條八項）。

(五) 金銀（貨）の返還
連合國に交付する（伊講和條約第七十五條八項）。

(六) 請求権の放棄
一切の對連合國請求権（軍事行動に因るも
の、捕獲者檢に因るもの、交戦権行使に因るもの、捕虜條
約に基くもの、）を放棄する。

(七) 捕虜の返還
右請求権の關係する期間としては、原則として支那事變
開始期とし、イタリヤの場合には、一九三九、九、一独波戰
開始期とし、物合により滿洲事變までさかのぼることとなる
かも知れない（伊講和條約第七十六條一項）。

(八) 日本と所交した連合國に對する請求権も放棄させられる
（伊講和條約第七十七條四項）。

(九) 伊講和條約第七十六條三項。
獨逸、伊太利に對する請求権を放棄させられる（伊講和條
約第七十七條四項）。

田 占領費

(一) 占領軍の費用は、講和條約の前後を問はず、又日本國內に
おいて要すると、占領軍の本國において要するとを問はず
原則として一切日本政府が負担することとされる可能性が
ある（對日基本政策、伊講和條約第七十六條四項、ライン地
域軍事占領に關する條約第六條、ソ條約第二四九條、カンベ
ラ會議決議）。

(二) 占領軍のため、占領軍本國において要する費用は日本の輸
出代金、在日金その他の流動資産より優先的に充當される
こととなる（華府電報一九四六、一三、一九、一九四七、一四、
マ元帥議會宛メッセージ、一九四七、一三、一九四七、一四、
條約後個別協定で、實質上棒引乃至差引かれる可能性も解
無ではない。木伊協定）。

(三) 朝鮮その他日本から分離すべき地域の占領費も日本の負担
となる可能性が概無でない。

- されり可能性がある（一、官制第十一項、対日基本政策）。
- でないことは、ア、ソ連が全然認められなくなるもの
- も推察し得る。オ、GHQが右許可を與えたことについて、
- 洲側では反対を表明したことがある。
- 六、労働条件及び社会保険制度の國際的水準を維持することを要求
- され、又労働者の團結性を保障し、労働組合活動の發展を援
- 助する條項を設けられる可能性も有り得る（対日基本政策、
- カンベラ會議決議）。
- 七、財閥、企業合同体の解体を確保する條項を設けられる
- 可能性もある（対日基本政策、カンベラ會議決議）。
- 八、農地改革の確保を規定される可能性もある。
- 九、特許権、商標権の禁止に關する規定の挿入される可能性もあ
- る（カンベラ會議決議）。
- 十、麻薬の生産を禁止する（一九四五年、二、中國運麻薬委員會に
- おける中國提案）。

本債権、債務関係
 戦前の金銭債務は戦争によつて影響をうけない。したがつて
 外債等も償還を要する（伊講和條約第八十一條、米伊協定）。

- ハ、契約、時効、流通証券
- 一、契約
 履行のため当事者間に交渉を必要とした契約は、当事者が
 敵人となつた時から解消したものとみなされる。
- 二、時効
 戦前又は戦争中より進行した時効期間で、敵國民との間に
 關係するものは戦争中停止していたものと看做され、平和條
 約の實施より再び進行を開始する。
- 三、流通証券
 一、敵人間において戦前に作成された流通証券は、所要の期間
 内に、又は戦争中に所要の提示、通告、その他の手続をな
 さなかつた故をもつて無効とみなされない。
- 二、流通証券に關する提示、通告、その他の手続をすべき期間
 が戦争中に経過した場合は、條約實施後三カ月内に、
 以上三、三項の措置しなればならぬ。
- 三、伊講和條約

第十六附屬書

通商関係

日本は連合國と通商條約が結ばれるまで一定の期間を限り
 連合國に對し左の待遇を與える（伊講和條約第八十二條に於
 いては相互主義の下に左の待遇を與えることになつてゐる）
 (1) 輸出に關する關稅課金その他の事項につき、無條件最惠
 國待遇及び無差別待遇を與へる（伊講和條約第八十二條に於
 いては日本國内及び日本國外に於ける連合國人の商工業その他の經濟活動に於
 ける日本國民及び日本國民に對する最惠國待遇を與へることを以てする）
 (2) 日本國内及び日本國外に於ける連合國人の商工業その他の經濟活動に於
 ける日本國民及び日本國民に對する最惠國待遇を與へることを以てする（伊講和條約第八十二條に於
 いては日本國内及び日本國外に於ける連合國人の商工業その他の經濟活動に於
 ける日本國民及び日本國民に對する最惠國待遇を與へることを以てする）
 以上

昭和二十三年十二月
対日平和条約想定大綱

解除
第7回公開

秘

十平部の内閣三三三
昭和二十三年十二月現在

対日平和議約想定大綱

條約の長用

注意

審議室

一 本稿は、対日平和條件として連合國側が提出して來るものと予
 想される條件中の主要なるものを簡單にまとめたものであつて、
 そのすべてを網羅してゐるわけではなく、又その内容も外務を
 示したにとどまる。なお右内容中には、平和條約とは別箇の協
 定で規定され、又は対日重組機關の運営を通じて、實質的に課
 せられることとなるものもある。

二 本稿は、前稿（昭和二十二年十一月）を、その後の資料により補
 正したものである。本稿では、たとえ平和條約の規定の表面に
 は現れて來なくても、連合國側が條約規定を定めるにあつて
 準拠するであろう原則、方針等をも採録するとともに、目下の
 ところ結論を下だし難い想定については、競合する情報を並記
 して参考に供することとした。

項目の区分は可及的に伊太利平和條約の例によることにした。